

# エアコン設置支援事業補助金

アパート・賃貸住宅等もOKに!

**5** **最大**  
**万円**

## 補助対象を拡大します!

令和4年4月から、町内に本店のある事業者からのエアコンの購入と設置にかかる費用に対し1世帯1台に限り30%(上限5万円)を補助しております。

また、これまでは「持ち家」の方のみを対象としておりましたが、令和4年9月から「アパート・賃貸住宅等」にお住まいの方も対象といたしますので、お知らせいたします。(申請者が住宅の所有者ではない場合は所有者の承諾が必要となります。)

(変更前)  
補助対象

申請する住宅に住所を  
有する住宅の所有者  
||  
持ち家  
の方のみが対象

拡大

(変更後)  
補助対象

申請する住宅に住所を  
有する者  
||  
持ち家  
+  
アパート・賃貸住宅等  
の方も対象



### 令和4年4月1日から令和4年8月31日までに購入・設置された方

アパート・賃貸住宅等の方で既にエアコンを購入・設置された場合であっても令和5年3月までに申請していただくと補助金の交付を受けることができます。  
※持ち家の方は遡って補助金の交付を受けることはできませんのでご注意願います。

【必要書類】申請書/請求書及び領収書/エアコン及び室外機の写真/通帳の写しなど



### 令和4年9月1日以降に購入・設置される方

従来どおり、エアコンを購入・設置する前に補助金の申請が必要となります。

【必要書類】申請書/見積書/エアコン及び室外機の設置予定箇所の写真など

※ご不明な点などございましたら、下記までお問い合わせください。

山田町役場 都市計画課 建築住宅係 TEL:0193-82-3111(内線252,253)